

蒲郡市地域公共交通計画の見直しについて

蒲郡市地域公共交通計画について、補助制度の連動化に応じた記載内容の見直しを行うものです。

1 計画の見直しの必要性について

現在、コミュニティバスの運行費用に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、国からの補助を受け運行しています。令和7年度(令和6年10月1日～7年9月30日)以降も補助を受けるためには、地域公共交通計画における補助系統等の位置付けが補助要件とされていますが、現在の蒲郡市地域公共交通計画では要件を満たす記載がされていません。

そのため、今後も補助事業を活用できるよう、地域公共交通計画の記載項目の追加・見直しが必要となります。

2 計画に位置付ける項目(記載事項)

- (1) 補助系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- (2) 位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- (3) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- (4) 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

3 計画の見直し箇所について(記載事項の対応)

第3章「地域公共交通計画の内容」について

- | | | |
|---------|-------------------------------|-----------|
| p.21 | 計画の対象路線・区域について整理(図表 3-2) | → (1) |
| | 地域公共交通ネットワークのイメージ図を追加(図表 3-3) | → (1) |
| p.22 | 「地域公共交通の機能・役割」を追加(図表 3-4) | → (1)、(2) |
| p.23～28 | 項目立てを整理 | → (4) |
| p.29 | 字句の修正(図表 3-12) | → (3) |

4 公共交通計画(見直し案)について(変更箇所のみ)

資料4-2のとおり